

# 笠間市耐震改修促進計画

令和 4 年 3 月  
笠 間 市

## ■用語の定義

耐震改修促進法 (法)	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成 7 年 10 月 27 日 法律第 123 号)のこと。(最終改正 平成 30 年 6 月 平成 30 年 6 月 27 日施行)
基本方針	「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(平成 18 年 1 月 25 日 国交省告示第 184 号)のこと。(最終改正 令和 3 年 12 月)
県計画	「茨城県耐震改修促進計画」のこと。(令和 4 年 3 月改定)
旧耐震基準	建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、昭和 56 年 5 月 31 日までの建築確認において適用された基準。
新耐震基準	昭和 53 年の宮城県沖地震を受けて、関係法令の改正が行われ、昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認において適用されている基準。 建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震(震度 5 強程度)に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震(震度 6 強程度)に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。(平成 7 年 12 月 22 日政令第 429 号)
特定建築物 特定建築物等	耐震改修促進法施行令に定められる特定既存耐震不適格建築物を指す。 耐震化率を求めめるため、特定建築物と同じ用途、規模である新耐震基準の建築物を含めたものを「特定建築物等」とした。
耐震診断義務付け 対象建築物	法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
要安全確認計画 記載建築物	法第 7 条に示される建築物で、その所有者は、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を定められた期限までに所管行政庁に報告しなければならない。
要緊急安全確認 大規模建築物	法附則第 3 条に示される建築物で、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの。
耐震診断 義務付け道路	法第 5 条第 3 項第 2 号及び法第 6 条第 3 項第 1 号に基づき、地方公共団体が定める耐震改修促進計画で位置づける道路で、要件に該当する通行障害既存耐震不適格建築物は耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けされる。(要安全確認計画記載建築物)
耐震化努力義務道路	法第 5 条第 3 項第 3 号及び法第 6 条第 3 項第 2 号に基づき、地方公共団体が定める耐震改修促進計画で位置づける道路のうち、耐震診断義務付け道路を除く道路が指定され、要件に該当する通行障害既存耐震不適格建築物は耐震診断や耐震改修の努力義務が課される。
通行障害既存耐震 不適格建築物	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがあるものとして政令で定める通行障害建築物であって、既存耐震不適格建築物であるもの。ただし、所有者の意見を聞いたものが対象となる。
耐震化率	すべての建築物のうち、耐震性がある建築物(新耐震基準によるもの、耐震診断を行っていないが推計値により耐震性があると推定したもの、耐震改修を実施したもの)の割合。 耐震化率 = $\frac{\text{新耐震基準の建築物} + \text{耐震診断を行っていないが推計値により耐震性があると推定した建築物} + \text{耐震改修済の建築物}}{\text{すべての建築物}}$
所管行政庁	耐震改修促進法第 2 条第 3 項に定められているもので、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。
特定行政庁	建築基準法第 2 条第 35 号に定められているもので、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。 茨城県内では、水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市及び茨城県が特定行政庁となっている。

# 目次

<b>第1章 はじめに</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 国の基本方針と県計画 .....	2
3. 計画の位置づけ .....	3
4. 対象建築物 .....	4
5. 計画期間 .....	5
<b>第2章 建築物の耐震改修の実施に関する目標</b> .....	<b>6</b>
1. 想定される地震の規模・被害 .....	6
2. 耐震化の現状 .....	8
3. 耐震化の目標 .....	12
<b>第3章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策</b> .....	<b>14</b>
1. 耐震改修促進の基本的な取り組み方針 .....	14
2. 具体的な施策 .....	15
3. アクションプログラムに基づく耐震化促進 .....	16
<b>第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発</b> .....	<b>17</b>
<b>第5章 耐震化を促進するための指導等</b> .....	<b>20</b>
1. 耐震改修促進法による指導等 .....	20
2. 建築基準法による勧告又は命令等 .....	21
参考資料	
1. 特定既存不適格建築物等の要件一覧 .....	23
2. 耐震診断義務付け道路一覧 .....	25
3. 耐震化努力義務道路一覧 .....	26

## 1. 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災において、住宅・建築物の倒壊等による多数の犠牲が生じた教訓を踏まえ、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。

その後も新潟県中越地震（平成16年10月発生）、福岡県西方沖地震（平成17年3月発生）、新潟県中越沖地震（平成19年7月発生）など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっていました。

これを受け、茨城県は平成19年3月に「茨城県耐震改修促進計画」を策定し、本市も同計画に基づき、平成22年3月に「笠間市耐震改修促進計画」を策定し、総合的に耐震化を進めて来たところです。

このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える地震・津波により、死者・行方不明者が約2万人、建築物の全壊が約13万戸、半壊が約26万戸となる甚大な被害をもたらしました。茨城県でも最大震度6強を記録し、多くの死者・行方不明者に加え、21万戸を超える家屋が全壊、半壊、一部損壊いずれかの被害を受けるなど、県内広範囲の地域に甚大な被害をもたらしました。

さらに、平成28年4月に熊本地震、平成30年9月に北海道胆振東部地震などの大地震が相次いで発生しており、特に平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生したことにより、建築物だけではなくブロック塀等についての安全対策が求められることとなりました。

これらに対応するため、国においては平成25年および平成31年1月に耐震改修促進法や同法施行令を改正し、また令和3年12月には基本方針を改正するなど、更なる耐震化を促進する規制強化等が図られており、県においても国の動きを踏まえ、令和4年3月に「茨城県耐震改修促進計画」の改定がなされたところです。

法によれば、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき計画を定めるよう努めることとされており、こうした背景を踏まえ、新たな耐震化の目標等を設定する必要があることから、本計画を策定し、計画的な耐震化の促進を図ります。

## 2. 国の基本方針と県計画

### (1) 国の基本方針

建築物の耐震改修については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」及び「首都圏直下地震緊急対策推進基本計画」において死者数及び建築物の全壊数などの被害想定から半減させるという目標達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものと位置付けられています。

また、耐震改修の促進に関する基本的な事項として、住宅・建築物の耐震化促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題と意識して取り組むことが不可欠であることや、国及び地方公共団体はこうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、負担軽減のための制度構築などの施策を講じ、課題を解決していくべきであることが定められています。

表 1-1 国の耐震化の目標

区 分	目標年次	耐 震 化 の 目 標
住 宅	令和 12 年までに	耐震性が不十分な住宅をおおむね解消
建築物	令和 7 年までに	耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消

### (2) 県計画

計画期間：令和 4 年度から令和 7 年度

<p>【耐震化の目標】</p> <p>□住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 12 年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。              &lt;令和 7 年度時点：耐震化率 95%&gt;</li> </ul> <p>□住宅以外の建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和 7 年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物*をおおむね解消する。</li> <li>耐震診断義務付け対象建築物以外の耐震性が不十分な特定建築物については、令和 12 年度までにおおむね解消する。</li> </ul>
--

\* 要安全確認計画記載建物（法第 5 条第 3 項第一号・第二号（県計画 P10～11 で位置づけ）、第 6 条第 3 項第一号）又は要緊急安全確認大規模建築物（法附則第 3 条）をいう。

表 1-2 茨城県の耐震化の現状と目標まとめ（令和 3 年時点推計）

建築物の種類	総数	現状の耐震化率	耐震化の目標 (令和 12 年度末)
□住宅	1,156,900	91.5%	おおむね解消 (令和 7 年度：95%)
□住宅以外の建築物*			おおむね解消*
民間の特定建築物等	5,561	87.2%	おおむね解消
市町村の特定建築物等	1,949	98.1%	おおむね解消
県有の対象建築物等	1,439	100%	—

\* 住宅以外の建築物については、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を令和 7 年度までに、耐震診断義務付け対象建築物以外の耐震性が不十分な特定建築物については令和 12 年度までにおおむね解消する。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、地震による建築物の倒壊等による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するため、笠間市が実施する既存建築物の耐震改修促進に関する施策の基本的な方向性を示す計画として位置づけます。

また、本市では、「持続可能な開発目標（SDGs）」に貢献するための取り組みを推進しており、本計画に基づき災害に強いまちづくりを着実に進めることで、関連の深いSDGsのゴール「住み続けられるまちづくりを」等の達成を目指します。

なお、計画の策定にあたっては、「基本方針」及び「県計画」に即しつつ、「笠間市第2次総合計画」及び「笠間市地域防災計画」、「笠間市国土強靱化地域計画」等の関連計画との整合を図ります。

図 1-1 計画の位置づけイメージ

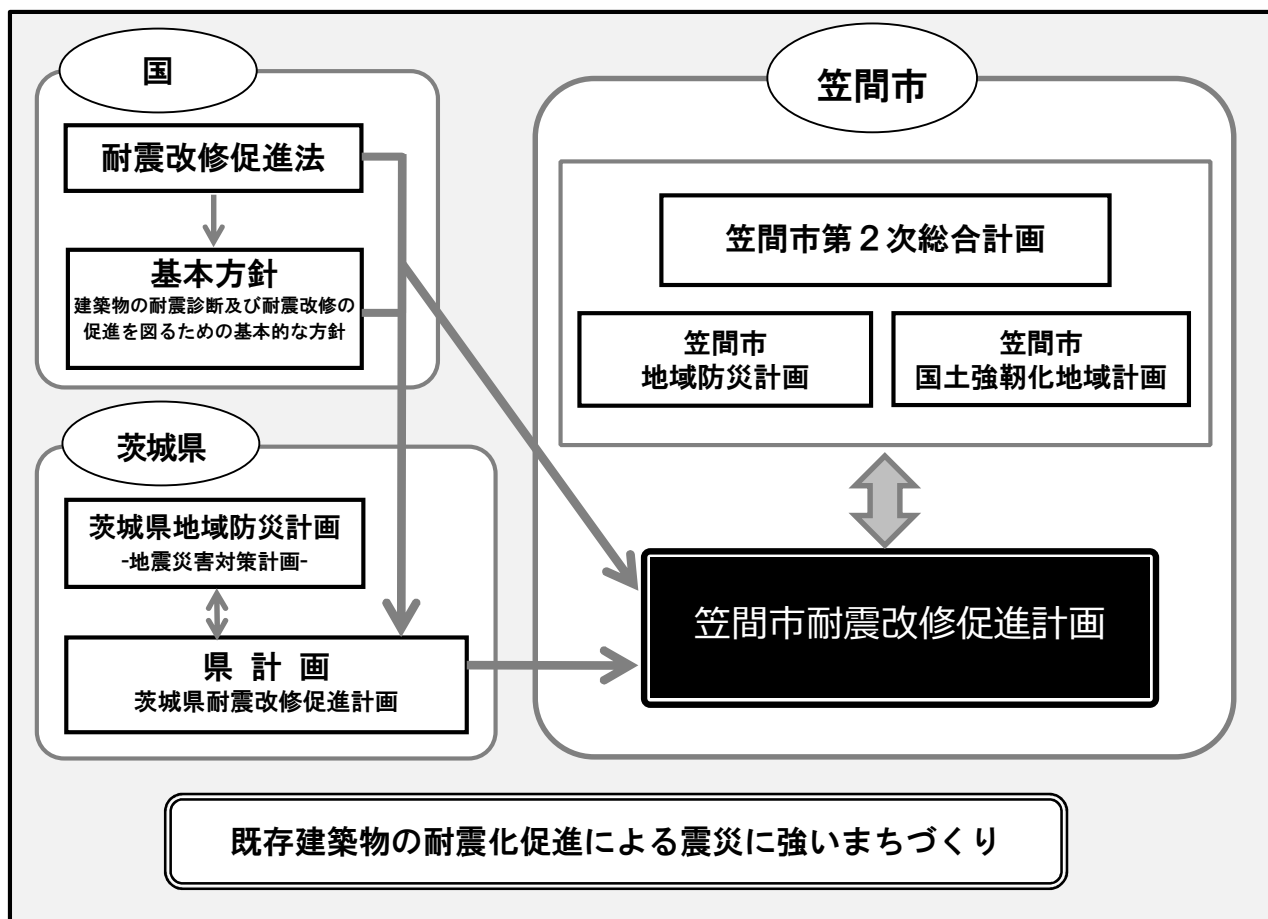


図 1-2 持続可能な開発目標 (SDGs)



#### 4. 対象建築物

本計画の対象建築物は、耐震改修促進法に基づき、下表に掲げる建築物のうち、「新耐震基準」に適合しない建築物とします。

表 1-3 計画の対象とする建築物

対象建築物	摘 要	
住 宅	戸建住宅，長屋，共同住宅	
特定建築物	法第14条に示される建築物で，以下に示す建築物のうち，政令で定める規模以上のもの ※要安全確認計画記載建築物を除く	
	(1)多数の者が利用する建築物（学校，体育館，病院等）	第1号
	(2)危険物（火薬類，石油類等）の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	第2号
	(3)その敷地が県計画に記載された道路に接する通行障害建築物	第3号
要安全確認 計画記載 建築物	(1)県計画に記載された建築物	県計画に記載された期限
	(2)その敷地が県計画に記載された道路に接する通行障害建築物(耐震不明建築物に限る)	県計画に記載された期限
	(3)その敷地が市計画に記載された道路に接する通行障害建築物（耐震不明建築物に限り，(2)に該当する建築物を除く）	市計画に記載された期限
要緊急安全 確認大規模 建築物	法附則第3条に示される建築物で，その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの	
公共建築物	市有建築物	

◎特定既存不適格建築物等の要件一覧を参考資料編に掲載

## 5. 計画期間

「基本方針」及び「県計画」の目標年度に即し、令和4年度から令和7年度までとします。  
また、今後の社会情勢の変化や耐震化の進捗状況に応じて、計画内容を検証し、必要に応じて見直すこととします。

本計画の期間：令和4年度から令和7年度まで（4年間）



第2章 建築物の耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模・被害

(1) 茨城県に被害をもたらした地震

茨城県では、平成23年の東日本大震災をはじめとして、過去に多くの地震により被害を受けました。

表 2-1 茨城県に被害をもたらした主な地震（最大震度 5 以上）

発生日	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城県の被害状況
平成12(2000)年 7月21日	茨城県沖	6.4	5 弱	断水26、瓦の落下及び破損 各1
平成14(2002)年 2月12日	茨城県沖	5.7	5 弱	負傷者1、文教施設被害12
平成17(2005)年 2月16日	茨城県南部	5.3	5 弱	負傷者7、ブロック塀倒壊1
平成20(2008)年 5月 8日	茨城県沖	7.0	5 弱	負傷者1、住家一部破損7、 工場でガス漏れ
平成23(2011)年 3月11日	三陸沖 他 (東北地方太平洋沖地震) ※東日本大震災	9.0	6 強	死者66、行方不明1、負傷者714 住家全壊2,634、住家半壊24,995 住家一部破損191,490 住家床上浸水75、住家床下浸水624
平成23(2011)年 4月11日	福島県浜通り	7.0	6 弱	負傷者4
平成23(2011)年 4月16日	茨城県南部	5.9	5 強	負傷者2
平成23(2011)年 7月31日	福島県沖	6.5	5 弱	負傷者5
平成24(2012)年12月 7日	三陸沖	7.3	5 弱	負傷者2、非住家被害3
平成28(2016)年11月22日	福島県沖	7.4	5 弱	住家一部破損2
平成28(2016)年12月28日	茨城県北部	6.3	6 弱	負傷者2、住家半壊1、住家一部破損25
令和 3(2021)年 2月13日	福島県沖	7.3	5 弱	負傷者3

出典：水戸地方気象台「茨城県の地震災害の記録」（2021 年2 月現在）

(2) 茨城県で想定される地震

茨城県では、地震被害想定調査において、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの想定地震を設定しています。

表2-2 本県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震地

	地震名	想定の見点
1	茨城県南部の地震	内閣府が設定した首都直下のマグニチュード7クラスの地震の中で 県南部地域に影響のある地震
2	茨城・埼玉県境の地震	
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の運動による地震	原子力規制委員会で検討が行われた県北部の活断層による地震（注） （注）県内では確実に活断層であるとされるものは知られておりませんが、発生すれば 大きな被害をもたらす事態に備えるため、想定の対象としています。
4	棚倉破碎帯東縁断層、同西縁断層の運動による地震	
5	太平洋プレート内の地震（北部）	地震調査委員会長期評価部会で議論が行われている太平洋プレート 内で発生する地震
6	太平洋プレート内の地震（南部）	
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	県が平成24年度に実施した津波浸水想定の対象地震

## 第2章 建築物の耐震改修の実施に関する目標

### (3) 笠間市直下の地震による被害の想定

「笠間市地域防災計画」では、市役所付近を震源としてマグニチュード8規模の地震が発生した場合における被害想定を設定しています。

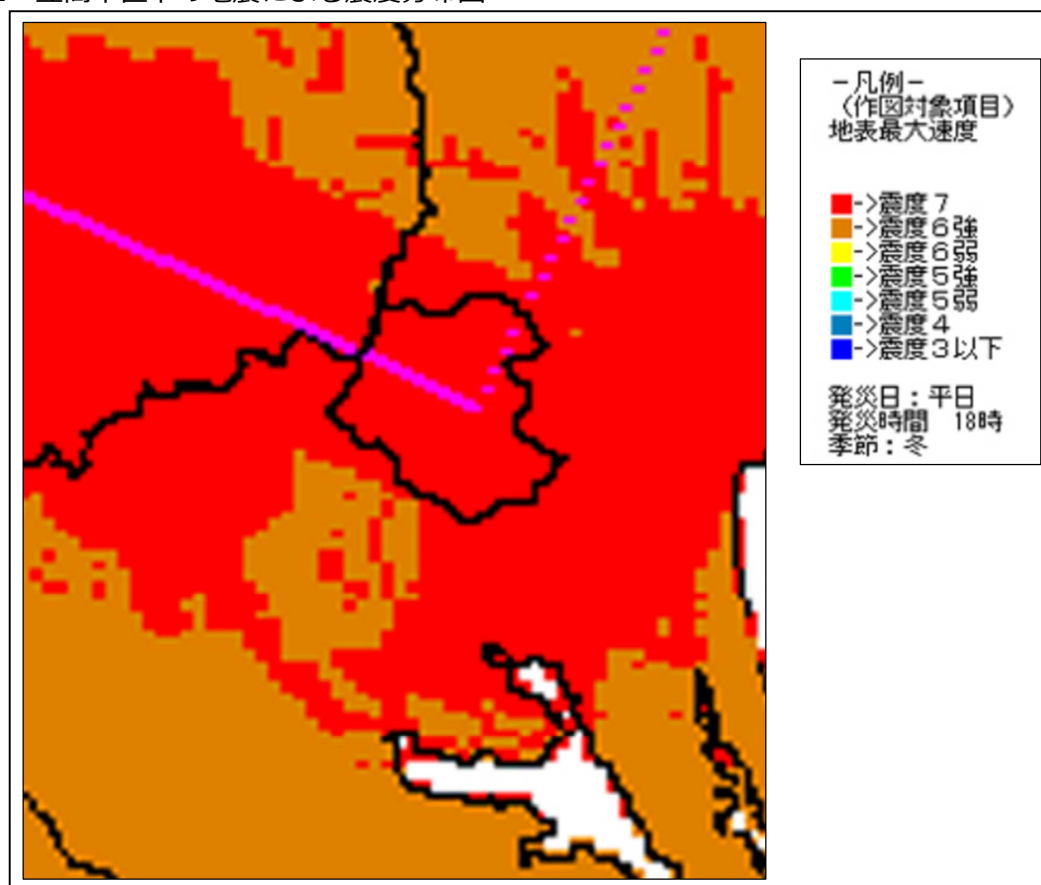
その結果をみると、笠間市全域で震度7となり、建物被害については、木造建物全壊数が12,599棟、非木造建物全壊数が485棟になり、建物全体の全壊数では13,084棟となりました。また、人的被害については、死者412人、負傷者11,000人に上ることが想定されています。

表 2-3 建物被害の想定結果

建物被害 (単位：棟)	木造建物全壊数			非木造建物全壊数			全建物 全壊数	
	昭和46 年以前	昭和56 年以前	昭和57 年以降	昭和56 年以前	昭和57 年以後			
笠間市	12,599	8,749	2,878	972	485	377	108	13,084
笠間地区	5,344	3,934	1,119	291	194	162	32	5,538
友部地区	3,967	2,336	1,156	475	170	119	51	4,137
岩間地区	3,288	2,479	603	206	121	96	25	3,409
茨城県	177,279	127,357	39,474	10,448	6,596	5,180	1,416	183,875

資料：笠間市地域防災計画

図 2-1 笠間市直下の地震による震度分布図



## 2. 耐震化の現状

### (1) 住宅の耐震化の現状

令和3年度末（2022年3月）における耐震化の現状を推計すると、笠間市の住宅総数は、27,707戸で、うち「耐震性を満たす住宅」は22,493戸、「耐震性が不十分な住宅」は5,214戸となり、耐震化率は81.2%になります。

表 2-4 住宅の耐震化の現状（令和4年3月）

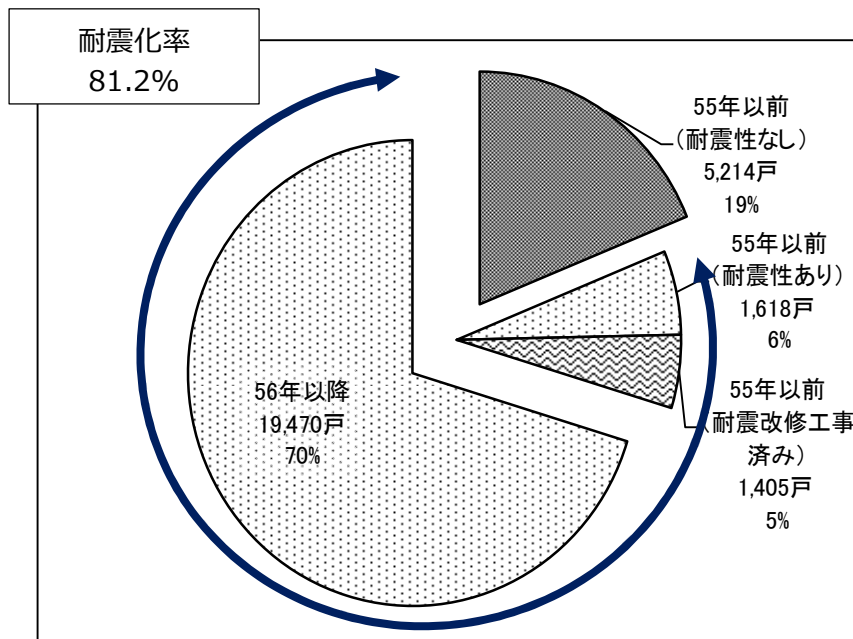
用途	構造	総数 (戸) A=a+d	旧耐震基準の住宅 (戸)			新耐震基準の住宅 (戸) d	耐震性を満たす住宅 (戸) B=b+c+d	耐震化率 (%) B/A	
			a	耐震性不十分 a-(b+c)	耐震性有 b				耐震改修済 c
戸建住宅	木造	21,520	6,757	4,414	999	1,344	14,763	17,106	79.5%
	非木造	652	123	47	19	57	529	605	92.8%
共同住宅	木造	1,278	452	239	213	0	826	1,039	81.3%
	非木造	4,257	905	514	387	4	3,352	3,743	87.9%
合計		27,707	8,237	5,214	1,618	1,405	19,470	22,493	81.2%

※ 住宅の戸数は、平成30年の住宅・土地統計調査（笠間市）をもとに推計しています。

「旧耐震基準」の住宅と「新耐震基準」の住宅の区分は、前計画と同様に、住宅・土地統計調査の統計区分（住宅の建築時期）に基づき、昭和55年以前を「旧耐震の住宅」、昭和56年以降を「新耐震基準の住宅」と呼んで区別しています。

※ 住宅の改修実績は、平成30年の住宅・土地統計調査より推計しています。

図 2-2 住宅の構成



## 第2章 建築物の耐震改修の実施に関する目標

### (2) 住宅以外の建築物（特定建築物等）の耐震化の現状

#### ① 多数の者が利用する建築物（法第14条第1号）

##### ア 民間建築物

笠間市の民間の特定建築物等の総数は78棟であり、うち「耐震性を満たす建築物」は67棟、「耐震性が不十分あるいは不明の建築物」は11棟であり、耐震化率は85.9%になります。

表2-5 民間特定建築物等の耐震化の現状（令和4年3月）

用途	総数 (棟)	旧耐震基準 の建築物 (棟)		新耐震基準 の建築物 (棟)	耐震性を満 たす特定建 築物等 (棟)	耐震化率 (%)
			耐震性 確認済			
学校（幼稚園）	4	1	1	3	4	100.0
病院・診療所	5	3	0	2	2	40.0
社会福祉施設	14	0	0	14	14	100.0
ホテル・旅館	11	1	0	10	10	90.9
店舗・百貨店	5	0	0	5	5	100.0
賃貸共同住宅	15	2	0	13	13	86.7
事務所	6	2	0	4	4	66.7
その他	18	3	0	15	15	83.3
合計	78	12	1	66	67	85.9

※ 旧耐震基準の建築物は、建築年不明の建築物を含みます。

##### イ 市有建築物

笠間市が所有する特定建築物等の総数は43棟で、うち25棟が旧耐震基準の建築物ですが、全ての建築物で耐震診断または耐震改修工事等により、耐震性が確認されています。

表2-6 市有特定建築物等の耐震化の現状（令和4年3月）

用途	総数 (棟)	旧耐震基準 の建築物 (棟)		新耐震基準 の建築物 (棟)	耐震性を満 たす特定建 築物等 (棟)	耐震化率 (%)
			耐震性 確認済			
庁舎	3	0	0	3	3	100.0
学校	35	23	23	12	35	100.0
公民館等	2	1	1	1	2	100.0
賃貸共同住宅等	3	1	1	2	3	100.0
合計	43	25	25	18	43	100.0

※ 旧耐震基準の建築物は、建築年不明の建築物を含みます。

市有建築物のうち、特定建築物等の要件には達しないものの、避難所として指定されるなど、防災上重要と考えられる建築物の総数は19棟あり、うち7棟が旧耐震基準の建築物です。このうち、小・中学校については耐震改修が進められ、耐震診断あるいは耐震改修工事等により、耐震性が確認されています。

表 2-7 防災上重要な建築物（避難所）の耐震化の現状（令和4年3月）

用途	総数 (棟)	旧耐震基準 の建築物 (棟)		新耐震基準 の建築物 (棟)	耐震性を満 たす特定建 築物等 (棟)	耐震化率 (%)
			耐震性 確認済			
小学校	11	5	5	6	11	100.0
中学校	3	0	0	3	3	100.0
公民館・体育館	5	2	1	3	4	80.0
合計	19	7	6	12	18	94.7

※ 旧耐震基準の建築物は、建築年不明の建築物を含みます。

※ 小・中学校には、旧小・中学校を含みます。

② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、10事業者、32棟あり、うち「耐震性が不十分あるいは不明の建築物」は3事業者、7棟となります。

③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（法第14条第3号）

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の特定建築物は、18棟あります。

(3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状

ア 耐震診断義務付け道路（要安全確認計画記載建築物）

茨城県では、第1次緊急輸送道路のうち特に重要な広域ネットワークを形成している道路を、耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づく避難路（以下、「耐震診断義務付け道路」という。）に指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物（通行障害建築物であって既存耐震不適格建物）の耐震診断義務付けを行っています。

上記について、市内の対象道路としては、「広域の緊急輸送を担う交通軸」として、常磐自動車道、北関東自動車道、国道50号が該当し、「広域の緊急輸送を担う交通軸から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路」として、「県立中央病院」、「教育研修センター」及び「道の駅かさま」までの路線が該当しております。

なお、耐震診断義務付け対象となる通行障害既存不適格建築物（建物）の有無は調査中です（令和4年3月現在）。

## 第2章 建築物の耐震改修の実施に関する目標

### イ 耐震化努力義務道路

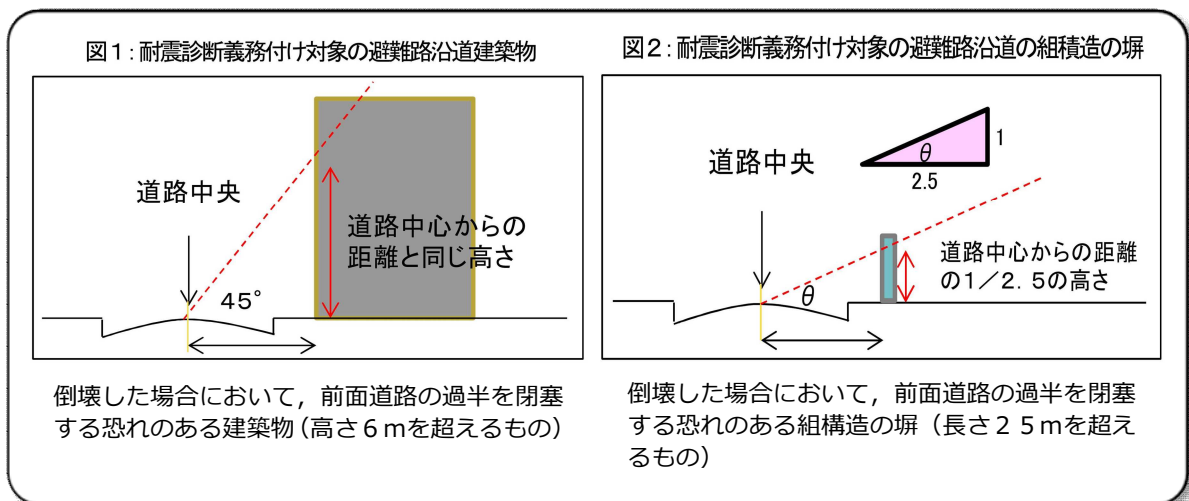
耐震診断義務付け道路を除く県緊急輸送道路は、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づく避難路に指定されています。

当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断や耐震改修の努力義務を課し、所管行政庁が必要な場合に所有者に対し指示を行えるようにします。また、対象建築物の特定を進め、所有者に対し、県と連携して耐震診断や耐震改修の普及啓発に取り組みます。

上記について、市内の対象道路としては、茨城県地域防災計画に位置付ける第一次・第二次・第三次緊急輸送道路のうち耐震診断義務付け道路を除く、国道355号、県道及び市道の一部区間が該当しております。

なお、耐震診断の努力義務の対象となる通行障害既存不適格建築物（建物）の有無は調査中です（令和4年3月現在）。

図2-3 通行障害建築物



◎市内の「耐震診断義務付け道路一覧」及び「耐震化努力義務道路一覧」を参考資料編に掲載

### ウ 要緊急安全確認大規模建築物

笠間市においては、規模要件に合致する建築物が2棟ありましたが、いずれも耐震性を有することが確認されております。なお、確認結果は県において公表済みです（平成29年1月）。

### 3. 耐震化の目標

国の「基本方針」では、住宅については、令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標に、建築物については、令和7年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標としています。

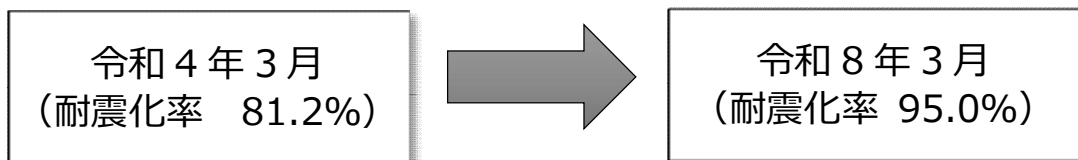
令和4年3月に改定された「県計画」では、令和12年度までに耐震性の不足する住宅ストックをおおむね解消することを目標とし、目標達に向けての中間値として、令和7年度に耐震化率95%を達成できるよう、取り組みの推進に努めるとしています。また、令和7年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを、それ以外の耐震性が不十分な特定建築物についても、令和12年度までにおおむね解消することを目標としています。

本市では、「基本方針」及び「県計画」に即しつつ、次のとおり令和7年度末（令和8年3月）の目標を定めます。

表 2-8 耐震化率の目標

区 分	令和7年度末
住 宅	95%
防災上重要な市有建築物 (避難所)	100%
耐震診断義務付け対象建築物	おおむね解消

#### (1) 住宅における耐震化の目標



笠間市の計画年度の世帯数予想をもとに、令和7年度末（令和8年3月）の住宅総数を推計し、自然更新による住宅の耐震化率を推定しました。

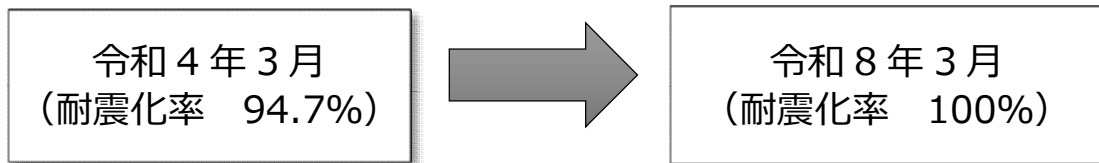
## 第2章 建築物の耐震改修の実施に関する目標

表 2-9 自然更新により予想される目標年度の耐震化の状況（令和8年3月）

用途	構造	総数 (戸) a+d	旧耐震基準の住宅 (戸) a			新耐震基準の住宅 (戸) d		耐震性を満たす住宅 (戸) b+c+d	耐震化率 (%)
			耐震性 不十分 a- (b+c)	耐震性 有 b	耐震 改修済 c				
戸建住宅	木造	22,304	6,481	3,780	999	1,702	15,823	18,524	83.1
	非木造	676	123	26	19	78	553	650	96.2
共同住宅	木造	1,325	434	221	213	0	891	1,104	83.3
	非木造	4,412	905	514	387	4	3,507	3,898	88.4
合計		28,717	7,943	4,541	1,618	1,784	20,774	24,176	84.2

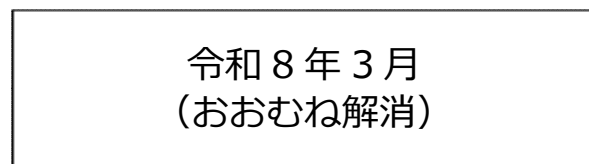
令和8年3月時点における住宅戸数を推計すると、笠間市の住宅総数は、28,717戸であり、うち「耐震性を満たす住宅」は24,176戸、「耐震性が不十分な住宅」は4,541戸となり、耐震化率を95%とするためには、約3,100戸の耐震化等が必要となります。

### (2) 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状と目標



これらの建築物については、防災対策上重要であると考えられることから、令和7年度末（令和8年3月）の耐震化率を100%とすることを目標とします。

### (3) 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標



「県計画」では、耐震改修促進法（第5条第3項第2号若しくは第3号）に基づき、大規模な地震が発生した場合に、建築物の倒壊を防止し道路の通行を確保する必要がある道路として「耐震診断義務付け道路」及び「耐震診化努力義務道路」を位置付けており、令和7年度までに、耐震性が不十分な対象建築物をおおむね解消することを目標としているため、県と連携し対象建築物の把握及び解消に努めます。



第3章

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

## 1. 耐震改修促進の基本的な取組方針

### (1) 取り組みの視点

耐震改修の促進にあたっては、次の事項を重視して進めることとします。

- ①建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保します
- ②国・県・市は、建築物の所有者が行う耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援を実施します

### (2) 関係主体の役割分担

関係する各主体の役割を以下のとおりとします。

#### ■建築物所有者の役割

- ・建築物の耐震診断，耐震化を実施

#### ■市の役割

- ・市民に対し，地震のリスクに関する知識の普及を図り，建築物の耐震性確保の必要性について啓発
- ・市有建築物の耐震診断，耐震改修の計画的な実施
- ・耐震診断，耐震改修に係る助成措置の充実
- ・県と連携し，耐震改修促進に必要な施策の実施

#### ■建築関係団体の役割

- ・耐震診断，耐震改修の相談窓口設置
- ・耐震診断，耐震改修に係る講習会や各種イベントの開催等を通して，建築技術者の技術向上

※「耐震改修促進法」では，住宅等の全ての既存耐震不適格建築物について，耐震化の努力義務が規定されています。（法第16条）

## 2. 具体的な施策

建築物の所有者が耐震診断、耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成等の支援を実施し、耐震改修等の円滑な実施を促進します。

### (1) 笠間市木造住宅耐震診断事業（令和4年3月現在）

市は、市内に存在する旧耐震基準の木造住宅について、所有者から申し込みがあった場合は、耐震診断士を派遣し、耐震診断を行います。（個人負担 2,000円）

#### 《主な要件》

- ・戸建ての木造住宅
- ・旧耐震基準の建築物
- ・地上階数が2以下のもの
- ・延べ床面積が30平方メートル以上のもの

### (2) 笠間市木造住宅耐震改修事業費補助制度（令和4年3月現在）

耐震診断を行った旧耐震基準の木造住宅について、所有者が耐震改修事業を行う場合に、市が事業費の一部を補助します。対象となる事業は次のとおりです。

- ・総合支援メニュー（耐震改修設計及び耐震改修工事をセットで実施した場合、耐震改修工事費の一部を補助）[補助率 4/5, 補助限度額 100万円]

※補助率：国 2/5, 県 1/5, 市 1/5

※総合支援メニュー導入に伴い『笠間市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム』を作成、公表

### (3) ブロック塀等の倒壊防止策

コンクリートブロック塀は倒壊しやすく、地震時に通行人に危害を与えることや、道路をふさいで避難や救援活動の障害になるなどの危険性が指摘されています。

このため、通学路等の避難路におけるブロック塀の把握について、行政区や学校等との連携を検討するとともに、ブロック塀等の倒壊の危険性を住民や建築物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、ホームページ等による啓発活動を進めます。

また、安全確保を促進するため、必要に応じ助成制度を検討します。

(4) 屋根瓦の落下防止対策

地震時に屋根瓦が落下することにより、人身事故や物損事故が発生するほか、雨漏りにより建築物の劣化が進行し、健康への悪影響などの二次被害の発生も懸念されるため、屋根瓦の脱落防止対策について、ホームページ等により啓発活動を進めます。

また、安全確保を促進するため、必要に応じ助成制度を検討します。

3. アクションプログラムに基づく耐震化促進

本計画に定めた目標達成に向け、住宅の耐震化を加速させるためには、住宅所有の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及を図ることが重要です。

このため、住宅耐震化に係る取組を位置づけた笠間市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

図 3-1 笠間市 住宅耐震化 緊急促進アクションプログラム 2021

笠間市 住宅耐震化 緊急促進アクションプログラム 2021									
<b>1.目的</b>									
<p>笠間市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）に定めた目標達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者等に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及を図ることが重要である。</p> <p>このため、笠間市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。</p>									
<b>2.位置づけ</b>									
アクションプログラムは、促進計画 第3章「2. 具体的な施策」に基づき策定する。									
<b>3.取組・目標・実績</b>									
計 画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度取組内容</th> <th>令和3年度目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <b>【財政的支援】</b>                      i) 木造住宅耐震診断士派遣事業の実施                      ii) 木造住宅の耐震改修費に対する一部補助の実施   <b>【普及啓発等】</b>                      i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進                      ・対象住宅所有者に対して啓発用のチラシ配布                      ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進                      ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明により耐震改修促進                      ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等による耐震改修促進を実施                      iii) 改修事業者の技術力向上等（県下対象自治体共同）                      ・改修事業者の技術力向上に係る説明会等を実施                      ・耐震改修事業者リストを作成し公表                      iv) 市民への周知普及                      ・広報誌等により耐震改修の必要性の周知を実施                      ・市庁舎に展示ブースを2週間程度設置                      ・補助制度の内容が記載されたパンフレットの作成配布                 </td> <td>                     ○耐震診断士派遣棟数 5棟                      ○耐震改修工事費補助棟数 1棟                 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">前年度までの実績</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○アクションプログラム作成（令和3年度新規策定）</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度取組内容	令和3年度目標	<b>【財政的支援】</b> i) 木造住宅耐震診断士派遣事業の実施 ii) 木造住宅の耐震改修費に対する一部補助の実施  <b>【普及啓発等】</b> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・対象住宅所有者に対して啓発用のチラシ配布 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明により耐震改修促進 ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等による耐震改修促進を実施 iii) 改修事業者の技術力向上等（県下対象自治体共同） ・改修事業者の技術力向上に係る説明会等を実施 ・耐震改修事業者リストを作成し公表 iv) 市民への周知普及 ・広報誌等により耐震改修の必要性の周知を実施 ・市庁舎に展示ブースを2週間程度設置 ・補助制度の内容が記載されたパンフレットの作成配布	○耐震診断士派遣棟数 5棟 ○耐震改修工事費補助棟数 1棟	前年度までの実績		○アクションプログラム作成（令和3年度新規策定）	
	令和3年度取組内容	令和3年度目標							
	<b>【財政的支援】</b> i) 木造住宅耐震診断士派遣事業の実施 ii) 木造住宅の耐震改修費に対する一部補助の実施  <b>【普及啓発等】</b> i) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ・対象住宅所有者に対して啓発用のチラシ配布 ii) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明により耐震改修促進 ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等による耐震改修促進を実施 iii) 改修事業者の技術力向上等（県下対象自治体共同） ・改修事業者の技術力向上に係る説明会等を実施 ・耐震改修事業者リストを作成し公表 iv) 市民への周知普及 ・広報誌等により耐震改修の必要性の周知を実施 ・市庁舎に展示ブースを2週間程度設置 ・補助制度の内容が記載されたパンフレットの作成配布	○耐震診断士派遣棟数 5棟 ○耐震改修工事費補助棟数 1棟							
前年度までの実績									
○アクションプログラム作成（令和3年度新規策定）									
自己評価	<table border="1"> <thead> <tr> <th>前年度の実績</th> <th>課題及び改善策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	前年度の実績	課題及び改善策						
前年度の実績	課題及び改善策								
<b>4.検証・公表</b>									
<p>社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、毎年度取り組み内容の検証、見直しを行う。アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況について、市のホームページ等で公表する。</p>									

災害に強いまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりが自分の住んでいる地域の地震に対する危険性を正しく認識し、日ごろからの備えと十分な対策を講じておくことが重要です。このような観点から、地域の危険性や耐震対策に対する市民や事業者の意識啓発に取り組みます。

(1) 耐震診断の普及

木造住宅耐震診断士の診断が進むよう、市では普及促進に努めます。

(2) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの活用

住宅リフォーム等を計画している市民が、安心して耐震改修を行えるよう、また、住宅の耐震化に関するトラブルに陥らないためのアドバイスなど、様々な相談に対応するため、県による「住宅耐震・リフォームアドバイザー」の紹介・周知を行います。

※ 住宅耐震・リフォームアドバイザー：

茨城県土木部都市局建築指導課あるいは茨城すまいづくり協議会のホームページ参照

(3) 相談窓口の充実・明確化

市は、相談窓口を充実させ、建築物の所有者等が耐震改修等に関連する疑問や質問を気軽に問い合わせできるように、相談窓口を明確化します。

相談窓口では、耐震診断や改修に関する助成・融資制度や税制の特例、専門家の紹介、その他建築物の所有者等にとって有益な情報の提供を行い、耐震改修の促進に努めます。

(4) 情報の提供

県及び関係団体が発行するパンフレットやホームページ等を活用した情報提供等を行います。

また、市広報紙やホームページ等において、耐震診断、耐震改修についての記事を掲載するなど普及促進に努めます。

(5) 建築物の地震に対する安全性の表示制度

耐震改修促進法第22条の規定で、建築物の所有者は、所管行政庁（県）から建築物が地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を受けることができ、認定を受けた建築物は、広告等に認定を受けたことを表示できます。

(6) 行政区等との連携

行政区や地区の防災訓練等の活動において、県や建築士会等との連携のもと、耐震診断、耐震改修やその他防災に関わる知識についての啓発を行います。

(7) 関係団体との連携

県、市、その他市町村及び建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいきます。

(8) 非構造部材（窓ガラス等）の落下防止策

地震発生時に窓ガラスが飛散したり、天井等の装飾具等の落下、外壁タイルの落下、屋外広告物の落下などの事故が発生しています。

ガラスや天井の落下の危険性、家具の転倒防止措置の重要性などについて、住民や建築物の所有者に周知することが重要であるため、ホームページ等による啓発活動を進めます。

(9) 特定天井脱落対策

平成23年の東日本大震災では、体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。

既存建築物についても、県と連携して啓発活動を進めます。

(10) エレベーター等の安全対策

エレベーターには地震動を感知して運転を制御する装置が取り付けられていますが、過去の地震において、停止したエレベーターの安全確認作業が遅れた結果、多くの人が長時間エレベーター内に閉じ込められるという事故が報告されています。

また、平成23年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

エレベーター等の安全対策について県と連携して啓発活動を進めます。

(11) 感震ブレーカー設置による通電火災防止策

地震発生時の強い揺れによって転倒した電気器具による出火など、電気を起因とする火災の発生が指摘されています。

大震災時の電気火災を防ぐには、揺れを感知し自動的に電気を止める「感震ブレーカー」の設置が有効であり、ホームページ等による啓発活動を進めます。

## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する普及啓発

### (12) 盛土造成地の震災対策

昭和53年の宮城県沖地震や平成7年の阪神・淡路大震災等、これまでの地震で大規模な盛土造成地の崩落被害が多数発生しました。

市では、一定規模以上の盛土造成地の分布を確認し、「大規模盛土造成地マップ」を作成しており、ホームページ等で公表するなど啓発活動を進めます。

### (13) ハザードマップの公表

市では、市民の意識啓発を図るとともに、避難や救助活動を的確に行うため、地震の被害予測や危険地域、避難場所等が把握できるハザードマップを作成しており、ホームページ等で公表するなど啓発を進めます。

## 第5章

## 耐震化を促進するための指導等

## 1. 耐震改修促進法による指導等

「県計画」において、所管行政庁は、法に基づく指導・助言等を行うとしており、本市でも、所管行政庁である県と連携し、耐震改修等の促進に努めます。

## (1) 指導・助言の実施

県は、特定建築物が耐震診断・改修を実施することが必要と認められる場合は、耐震改修促進法第15条第1項に基づき、その所有者に対して、必要な指導・助言を行います。

## ■ 指導・助言の対象となる建築物

対象となる建築物は、耐震改修促進法における特定建築物の定義に基づくものとします。

指導・助言は、当該建築物の用途により、防災拠点としての機能や特定・不特定多数の人の利用の有無など地震災害発生時の被害拡大に対する影響を考慮した上で、重要度の高いものから優先的に実施します。

## (2) 指示の実施

一定規模以上の特定建築物については、地震に対する安全性の向上を図るために必要な耐震診断・改修が実施されていないと認めるときは、耐震改修促進法第15条第2項に基づき、その所有者に対し必要な指示を行います。

## ■ 指示の対象となる建築物

対象となる建築物は、耐震改修促進法における特定建築物の定義に基づくものとし、重要度の高いものから優先的に指示を行います。

## (3) 指示に従わない場合の公表

(2)の指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なくその指示に従わない場合は、耐震改修促進法第15条第3項に基づき、その旨を公表します。

## (4) 指導・助言の実施から指示に従わない場合の公表に至る流れ

あらかじめ当該建築物の危険度の確認や立入り検査を行います。

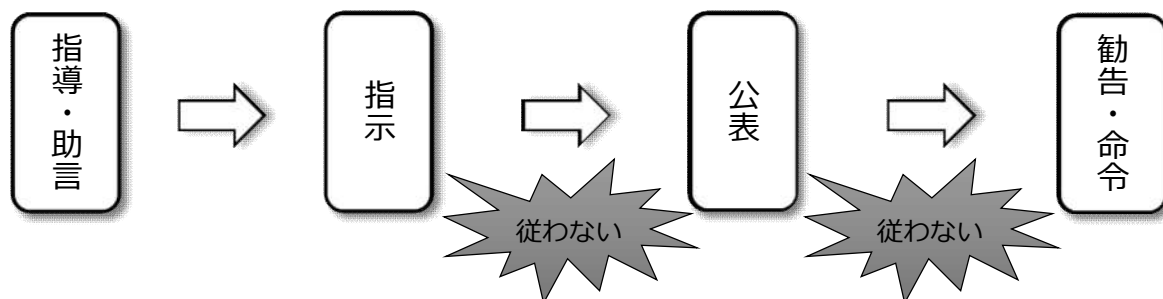
## 2. 建築基準法による勧告又は命令等

県は、耐震改修促進法に基づく公表を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については、建築基準法第10条第3項に基づき、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令します。

また、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、建築基準法第10条第1項に基づき、当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう勧告を行い、また同条第2項に基づく命令を行います。

市は、特定行政庁である県と連携を図りながら、当該建築物の対応をしていきます。

図 5-1 耐震化を促進するための指導等の流れ





# 參考資料

参考資料

1. 特定既存不適格建築物等の要件一覧

用途	特定既存耐震不適格建築物（法第14条）		要緊急安全確認 大規模建築物 （法附則第3条）	
	指導・助言対象建築物 （法第15条第1項）	指示対象建築物 （法第15条第2項）		
学校	小学校，中学校，中等教育学校の前期課程 若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
ボーリング場，スケート場，水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院，診療所				
劇場，観覧場，映画館，演芸場				
集会場，公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
ホテル，旅館				
賃貸住宅（共同住居に限る。），寄宿舍，下宿				
事務所				
老人ホーム，老人短期入所施設，福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター，児童厚生施設，身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園，保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館，美術館，図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店，キャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店，質屋，貸衣装屋，銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所，税務署その他これに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				政令で定める数量以上の危険物を貯蔵，処理する全ての建築物

## 政令（法施行令第7条第2項）で定める危険物の数量一覧

危険物の区分		数量	
第1号	火薬類	火薬	10 t
		爆薬	5 t
		工業雷管, 電気雷管, 信号雷管	50 万個
		銃用雷管	500 万個
		実包, 空包, 信管, 火管, 電気導火線	5 万個
		導爆線, 導火線	500 km
		信号炎管, 信号火箭, 煙火	2 t
		その他の火薬を使用した火工品	10 t
		その他の爆薬を使用した火工品	5 t
第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30 t	
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20m <sup>3</sup>	
第5号	マッチ	300 マッチトン <sup>※</sup>	
第6号	可燃性のガス（第7号及び第8号を除く）	2 万m <sup>3</sup>	
第7号	圧縮ガス	20 万m <sup>3</sup>	
第8号	液化ガス	2,000 t	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20 t	
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200 t	

※ 1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17 mm)で7,200 個、約 120 kg。

## 2. 耐震診断義務付け道路一覧

茨城県耐震改修促進計画（令和4年3月）に位置付ける道路

□広域の緊急輸送を担う交通軸（高速道路・直轄国道）

路線名	道路種別	起点・終点
常磐自動車道	高速自動車国道	笠間市内全区間
北関東自動車道	高速自動車国道	笠間市内全区間
国道50号	一般国道（直轄）	笠間市内全区間

□広域の緊急輸送を担う交通軸（高速道路・直轄国道）から  
非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路

施設名称	アクセス道路	備考
茨城県立中央病院	①国道50号 内原跨線橋北交差点 ↓（主要地方道石岡城里線） ②ローソン水戸内原町店前の交差点 ↓（内原8-0051号線～内原7-0058号線） ③五平東交差点 ↓（県道友部内原線） ④拠点前	水戸市含む
茨城県教育研修センター	①北関東自動車 友部IC ↓（国道355号） ②市道（友）2級13号線との交差点 ↓（市道（友）2級13号線） ③拠点前	
道の駅 かさま	①北関東自動車 友部IC ↓（国道355号） ②拠点前	

## 3. 耐震化努力義務道路一覧

茨城県地域防災計画（令和3年3月）に位置付ける緊急輸送道路

## □第1次緊急輸送道路

路線番号	路線名	道路種別	起点	終点
1400	常磐自動車道	高速自動車国道	笠間市内全区間	
1460	北関東自動車道路	高速自動車国道	笠間市内全区間	
50	国道50号	一般国道（直轄）	笠間市内全区間	
355	国道355号	一般国道	市境（石岡市）から	石井 主要地方道宇都宮笠間線接続まで
1	宇都宮笠間線	主要地方道	県境（栃木県）から	石井 国道355号接続まで
16	大洗友部線	主要地方道	平町 国道355号（旧道）交差から	平町 国道355号（友部IC入口交差点）まで
43	茨城岩間線	主要地方道	市境（茨城町）から	押辺 国道355号交差まで
64	土浦笠間線	主要地方道	市境（石岡市）から	福原 国道50号交差まで
105	友部内原線	一般県道	市境（水戸市）から	東平 一般県道杉崎友部線交差まで
193	杉崎友部線	一般県道	市境（水戸市）から	南友部 友部内原線（南友部交差点）まで

## □第2次緊急輸送道路

路線番号	路線名	道路種別	起点	終点
355	国道355号	一般国道	橋爪 主要地方道大洗友部線交差から	平町 主要地方道大洗友部線バイパス交差まで
16	大洗友部線	主要地方道	市境（茨城町）から	橋爪 国道355号交差まで
30	水戸岩間線	主要地方道	湯崎（友）1級9号交差から	住吉 主要地方道大洗友部線交差まで
61	日立笠間線	主要地方道	市境（城里町）から	笠間 国道50号（才木交差点）まで
	（友）1級9号線	市道	仁古田 主要地方道大洗友部線交差から	湯崎 主要地方道水戸岩間線交差まで

## □第3次緊急輸送道路

路線番号	路線名	道路種別	起点	終点
105	友部内原線	一般県道	東平 一般県道杉崎友部線交差から	南友部 杉崎友部線（南友部交差点）まで
	（友）1級13号線	市道	平町 国道355号交差から	八雲 県道友部内原線交差まで
	（笠）2336号線	市道	手越 国道355号（芸術の森公園入口交差点）から	笠間芸術の森公園まで